

平成28年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>・通学路への防犯カメラの設置について                      (1)犯罪のない安心して暮らせる地域となるよう、特に子供たちを犯罪から守るため、防犯カメラを設置してほしい。                      (2)今年度から防犯カメラが防犯活動補助金の補助対象となったが、地域からの要望により補助対象としたのか。あるいは、市として防犯カメラの重要性を認識し、補助対象としたのか。</p>	<p>(1)教育委員会では、「防犯カメラ」の設置がもたらす効果について、犯罪を未然に防ぐ抑止力の観点から、子どもたちの安全・安心を確保するツールの一つであることを、認識しております。                      このことから、教育委員会では、多くの人の目で子ども達を見守る「学校安全ネットワーク」体制の一層の推進を図るとともに、「学校安全ネットワーク」体制を補完する目的で、各市立学校の敷地内に防犯カメラを設置しております。                      また、各市立学校以外にも、本市内には、各公共施設や民間施設、商店街等にも、数多くのカメラが設置されている状況でございます。                      教育委員会としては、通学路を含めた、公道等における児童生徒の安全確保について、各施設等に設置された防犯カメラを活用するとともに、児童生徒一人ひとりが自ら危険を予測し、危険を回避する力を身につけさせる取組にも力を入れ、外出先など住み慣れた地域以外でも自分の安全を守ることができるような児童生徒を育成してまいりたい、と考えております。                      【教育委員会学校教育部学事課】                      (2)防犯カメラにつきましては、新たに今年度から防犯活動の補助金の対象と致しました。理由としては、多くの要望があったことが挙げられますが、今までは、プライバシーの保護や個人情報に対するセキュリティの問題があったため、補助対象とするのは難しい状況でありました。昨年3月に、「防犯カメラの設置に関するガイドライン」を作成し、プライバシーの保護や個人情報に対する配慮に関する事項を定め、防犯カメラに対する不安感を緩和し信頼を確保できるように致しました。そういった経緯から、今年度新たに補助の対象と致しました。                      【西区役所区民生活部総務課】</p>
2	<p>・西大宮駅と指扇駅間の踏切対策について                      西大宮駅と指扇駅間の踏切について、遮断機の作動時間が非常に長く踏切付近の交差点が渋滞するため、歩行者が非常に危険な状態となっております。                      特に指扇小学校に近い第8・第10踏切には、学童の通学路にも関わらず歩道が確保されておらず、大変危険な状態です。                      今年3月に「踏切の道改良促進法」が改正され、全国の危険な踏切について国土交通省から改善指摘が出ています。遮断機の運用等について、これまでに何度か要望してきましたが、改善に向けた日程、方策などの具体的な回答が得られていません。再度お願いするものです。                      今年度「交通安全対策事業」で「ヒヤリハットマップ」を作成するとのことですが、西区全体からそうした危険箇所を無くす等、環境改善をしてほしいと思います。</p>	<p>国土交通省では、全国の道路管理者および鉄道事業者の協力のもと、全国の約36,000箇所を対象に踏切交通実態総点検を実施し、緊急に対策の検討が必要な踏切1,960箇所を抽出しました(平成19年4月)。                      この踏切をさらに分類し、ピーク時間の遮断時間が40分/時以上の踏切を「開かずの踏切」として約600箇所を位置付け、遮断時間の短縮を図る賢い踏切の導入等による速攻対策の他、立体交差化などによって踏切自体を除去することにより、踏切問題を抜本的に解消する対策等の検討を行うとしております。                      市内には52箇所の踏切があり、そのうち緊急に対策が必要とされている18箇所の踏切を優先して整備を行うための協議を進めているところですが、国が定める「開かずの踏切」は、西区内には存在していない状況となっております。                      しかしながら、踏切道の遮断時間に起因する交通渋滞は、規模の大小に係らず現実発生していることから、遮断時間の適切な運用については、本市が加盟するJR川越線整備促進協議会における「要望活動」、並びに埼玉県が毎年実施している「埼玉県鉄道整備要望」を通じ、JR東日本に対し粘り強く要望してまいります。                      また、踏切内に歩道が確保されておらず、児童が通学する際大変危険であるという点につきましては、歩道の確保について建設局に要望して参ります。                      【都市局都市計画部交通政策課／西区役所区民生活部総務課】</p>
3	<p>・河川浚渫の計画の有無について                      上尾市との市境の浅間川の浚渫の計画はありますか？                      上尾南高南側は毎年実施されていますが、上流の部分はこれまでされたことがないので、実施をお願いします。川床内にゴミが散見されてい</p>	<p>浅間川につきましては、現在隣接する上尾市と協定書を締結し、河川改修工事及び完成区間の浚渫を上尾市にて実施しており、順次上流側へ進めているところです。                      さて、ご質問の川床内にゴミが散見されている件につきましては、現地の状況を確認し、上尾市と協議をしながら、対応を考えてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いたします。                      【建設局北部建設事務所河川整備課】</p>

平成28年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
4	<p>・年少増加に伴う公園の新設計画の進捗について 指扇1456-1の市管理地につきまして、年少人口の増加から公園新設の陳情をしておりますが、まず排水路設計の必要ありとのことで、進捗が遅れているようです。公園の具体的な開発計画はいつごろ策定されますでしょうか。</p>	<p>公園の計画について、お答えをいたします。 現在、本市では、都市公園の不足する地域を重点的に、歩いて行くことができる身近な公園の整備を進めており、市内には小さな公園も全く存在しない地域が多いため、そのような地域の公園整備を優先的に進めているところです。 ご質問の市管理地周辺につきましては、確かに公園が十分とはいえませんが、ある程度公園が配置されている状況でもあります。 また、周辺の宅地化が進んだことにより、雨水が集まってしまいう状況になっております。このまま公園整備を進めると、冠水により安全に利用できない公園になってしまうことや、公園周辺が冠水してしまうなど、当地域の治水対策とあわせた整備の検討が求められます。 いずれにおきましても、現時点では、具体的な計画の策定期間をお話できませんが、地域の方々から公園整備のご要望をいただいていることと、市有未利用地の有効利用の観点から、引き続き公園整備に向け検討してまいります。 なお、「スポーツもできる多目的広場」として利用できる未利用地が指扇地区内には2つあり、申請をしていただければ、自治会が管理・利用することができるようになります。ただし、市としての使用が決定した場合、多目的広場は返却していただくこととなりますのでご注意ください。詳しくは、西区役所コミュニティ課までお問い合わせください。 【都市局都市計画部都市公園課／西区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
5	<p>・コミュニティバスの増便について (1)高齢者の増加に伴って医療機関に受診する高齢者が増えることが予想されます。しかし、運転免許証を返納する高齢者も増加しますので、医療機関への足となるコミュニティバスを南部地域に於いても増設して欲しいと思ひ、検討をお願い致します。 (2)「実証運行」という名称が付いているということは、まだ本格稼働していないということですか。</p>	<p>(1)コミュニティバスにつきましては、市民の方より「路線を新設してほしい」、「路線を延伸してほしい」などのご要望を数多くいただけてきたことから、平成23年3月にコミュニティバス等のコンセプトやサービス方針、市民・事業者・市の役割分担、導入の進め方等を定めた「コミュニティバス等導入ガイドライン」を策定いたしました。 「コミュニティバス等導入ガイドライン」では、コミュニティバスを路線バスが不十分な交通空白地区・不便地区等に対して導入する補完交通と位置付け、検討対象地域を以下より定義した「交通空白・不便地区等」としております。 【交通空白・不便地区等の定義】 ・交通空白地区：市街化区域内で、鉄道駅から1km、停留所から300mのサービス圏域外の地区 ・交通不便地区：市街化区域内で、公共交通のサービス圏域内に含まれてもバスの運行本数が少ない地区（バス運行本数30便／日未満） ・市街化調整区域内の既成市街地：市街化調整区域内で、H17国勢調査時点の人口密度が概ね2000人/km2以上・高齢者率（65歳以上）が市の平均値以上、かつ、鉄道駅から1km・停留所（30便／日以上）から300mのサービス圏域外の地区 コミュニティバス等の増設は、検討対象地域であることやコンセプトに合致するものであるかを確認したうえで、この「コミュニティバス等導入ガイドライン」に則り検討を行うこととしております。検討に当たっては、地域の皆様が主体となり、運行ルートの検討等を行うこととなります。 先ずは、地域の自治会など地元の方々と話し合いいただき、その結果をふまえ、市へご相談ください。 西区コミュニティバスは、現在、南部地域を主に、プラザを経由し、市民医療センターや指扇病院へ運行しております。 コミュニティバスを守り、育てていくには、みなさまに乘っていただくことがとても大切です。みなさまの日常の足として、運行中のコミュニティバスもぜひご利用ください。 【都市局都市計画部交通政策課／西区役所区民生活部コミュニティ課】 (2)西区コミュニティバスは現在、ニッ宮周辺のルート変更に伴う実証運行中のため、本格稼働に向けて、皆様のご利用をよろしくお願ひいたします。 【西区役所区民生活部コミュニティ課】</p>

平成28年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
6	<p>・自治会長職の位置づけについて                      昨今の自治会活動は多岐に亘り、また地域住民の自治会に対する意識も多様化し苦慮することも多々あります。我々自治会長は、その権限は明確ではありません。そこで、市長からの委嘱状の交付を検討してください。</p>	<p>近年、ライフスタイルや価値観の変化、少子高齢化など地域社会が抱える課題も多岐に及んでおり、地域で支えあう大切さが見直され、自治会に対する期待はますます大きくなっていると認識しております。                      本市では、総合振興計画において「市民と行政の協働」を基本理念に掲げ、自治会は行政の重要なパートナーと考えております。                      また、「さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例」では、自治会は地域住民により主体的かつ自立的に活動を行っている団体と位置づけているところであります。                      自治会の代表である自治会長は、会員の皆様の総意で選任された方です。その自治会長を市長が委嘱することは、市の一定業務を依頼することになり、自治会の主体的、自立的な活動を阻害してしまうこととなります。                      したがって、今後も引き続き「市民と行政の協働」を推進していくためにも、本市と自治会は対等な立場として、自治会活動を制限しない範囲で支援をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。                      【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>
7	<p>・退任自治会長への表彰について                      現在4年自治会長を歴任すると感謝状が贈られるが、市政への協力という観点から市長名で出してはどうか。</p>	<p>退任自治会長への表彰については、4年以上歴任した自治会長に対し、さいたま市自治会連合会において表彰規程を定め、連合会長名で表彰状を授与しているところですが、                      また、本市の自治会長に対する表彰については、「さいたま市自治会活動功労者表彰規程」を定め、在任、退任を問わず、7年以上自治会長を務めた方に市長名で表彰状を授与しているところですが、                      ご質問の連合会表彰を連合会長と市長の連名で表彰することは、本市の表彰制度の見直しの必要性や、さいたま市自治会連合会の意向もあることから、さいたま市自治会連合会とも協議させていただきながら検討させていただきます。                      また、西区自治会連合会表彰を連合会長と市長の連名で表彰することにつきましては、西区自治会連合会表彰規程は、住民福祉の増進のため自治会活動を積極的に推進し、その業績が顕著な者を表彰するために、西区自治会連合会として独自に定めたものです。そのため、現状では当該表彰規程に基づき、西区自治会連合会長名で表彰をしているところですが、西区自治会連合会で、表彰規定を見直したいとの要望があれば、検討してまいります。                      【市民局市民生活部コミュニティ推進課／西区役所区民生部コミュニティ課】</p>
8	<p>・自治会連合組織のピンバッジ作成について                      市自治連を中心に自治会長職共通の意識の高揚と連帯感を図るためピンバッジを作成してはどうか。</p>	<p>さいたま市自治会連合会を中心に自治会長職共通の意識と高揚を図るため、ピンバッジを製作してはどうかのご質問につきましては、さいたま市自治会連合会においてご検討いただく内容でございますので、ご理解いただけますようお願いいたします。                      【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>
9	<p>・上尾市と接する中釘の葦原湿地帯の環境改善と有効活用の促進について                      毎年継続して提起している問題ですが、未実現ですので前向きな取り組み行動を望むものです。当地は、秋葉の森総合公園予定地と説明されていますが、現況は葦の繁茂のみ（数年前から市所有地は年1回の葦伐採は実施されています）で、澱んだ水は不衛生で近隣環境に悪影響を及ぼしています。区としてもこのままの放置は土地の有効活用の観点からもマイナスと思料され、早期の改善・総合公園実現に配慮願います。</p>	<p>秋葉の森総合公園について、お答えをいたします。                      秋葉の森総合公園の拡張予定地につきましては、現在、用地取得率が9割を超えており、残りの用地買収に向け鋭意交渉を進めております。                      用地買収後の公園整備に向けては、整備に伴う治水対策が求められるため、調整池の設置に当たり、その放流先となる普通河川指扇辻川の改修計画との整合が必要となります。                      しかし、指扇辻川上流である上尾市との河川改修に関する継続協議が必要なことから、現状では公園整備を進めることは難しい状況にあります。                      ご質問にある拡張予定地の近隣環境への影響につきましては、公園用地として取得する以前から、指扇辻川に面した湿地帯であり、多様な動植物の生育環境を育んでいる区域です。今後、河川との協議を行うとともに、環境アセスメント調査の実施を検討してまいります。                      また、この調査結果を踏まえた希少種・貴重種等の環境保全・再生に配慮した公園計画を策定する予定ですので、ご理解の程よろしく申し上げます。                      【都市局都市計画部都市公園課】</p>

平成28年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
10	<p>・秋葉神社から辻に向かう通学路の改善について この件も、毎年継続して提起している問題ですが、将来を担う児童の安全確保の面から早急な整備を望みます。この通学路は幅員が狭く、また、葦原湿地帯の中を通るためやや強い雨で冠水します。 なお、通学路の歩道整備は本件に限らず全般的な課題と考えます。危険度合いを見て鋭意改善を進められるよう願います。</p>	<p>当該道路につきましては、現在事業を進めている「秋葉の森総合公園」の事業計画地内となっており、抜本的な改修を行うには、公園整備に合わせた河川、道路を含めての一体的な整備が必要となります。 しかし、公園整備の実施までには時間を要すること、当該路線について、関係地権者より「暮らしの道路整備要望書」が平成28年1月に提出されたことから、今年度、公園整備所管課と調整を行い、道路冠水対策を含めた道路整備工事を実施するための調査・設計を行いたいと考えております。 【建設局土木部道路環境課】</p>
11	<p>・水路周囲の改善について 二ツ宮544-1裏の水路周囲がポウフラの住処になっている状況にあり、U字溝に蓋をして頂きたい。又、毎年区役所において草取りをして頂いているが、水路周辺にコンクリートを打って欲しい。(二ツ宮474-1の南の水路と同じくしていただきたい) 県道上福岡所沢線(二ツ宮474-1南側)水路のU字溝に車上からの投げ捨てと思われるゴミが溜まっている。防犯パトロール時にゴミ拾いを行っている。又、ポウフラの住処になると思われるので蓋をしてほしい。 毎年要望を出すことなく草刈りの計画に入れてもらえないか</p>	<p>農業用の水路につきましては、その成り立ちから、草刈りや浚渫だけではなく、水質についても農業者により日常の維持管理、監視をしてきたものであり、水質異常や水路の詰まりといったトラブルに素早く対応できるよう原則として蓋掛けをしておりません。 しかしながら、市街化調整区域においても市街化が進み、農地の減少や畑作化により、農業用として不要となり、農業者による管理がされない水路が増えてきており、今後、どのように市が管理していくかが問題となっております。 今回、ご要望のありました水路につきましても、近年、農業用としての利用がなくなったことが、周辺環境の悪化を招いている原因ではありますが、市域全体で同様の問題があることから、蓋掛けをするにあたっては、まず本市の管理方針を定める必要があります。 そこで、それまでの間につきましては、当課により水路を浚渫し水の流れをよくすることで、環境改善を図ってまいります。 水路と歩道とに隙間があり歩行が困難な箇所については、フェンスのはり方を工夫するなどして対応いたします。 また、コンクリートによる防草処理については、今年度より予算化したところではありますが、年度ごとの施工量が限られていることから、施工時期に関して明確にお答えができない状況であり、それまでの間は現場の状況によりご連絡いただき、草刈り等により対応したいと考えております。 ご要望の「毎年草刈の計画にいられてほしい」という件につきましては、経済局農業政策部農業環境整備課にお伝え致します。 以上、ご理解ご協力のほどよろしく願いたします。 【経済局農業政策部農業環境整備課／西区役所くらし応援室】</p>
12	<p>・県道の維持管理について 県道56号線の治水橋を渡り、びん沼高架橋の短い区間荒川堤防になりますが、バス停の場所が数年前より沈下して、現在約20～30cm位通常の高さから陥没しているように見えます。地震等の災害、水害等で堤防破壊などの心配をせず安心して過ごせるのが一番だと思います。交通の要所だと思いますので、管理状況をお知らせください。</p>	<p>県道56号線の沈下箇所について調査しましたところ、現在、段差等特段の危険性はありますが、今後継続して沈下状況を経過観察し、摺り付け部等の危険性が進行していく様であれば、その都度補修して参ります。 また、補修にあたっては、橋梁構造物の管理者である北部建設事務所道路安全対策課、道路維持課、建設局土木部道路環境課、及び、河川堤防管理者である国土交通省荒川上流河川事務所と必要に応じて協議して参ります。 【建設局北部建設事務所道路維持課】</p>
13	<p>・治水橋から馬宮右岸地区へ向かう手前側歩道について 治水橋を馬宮右岸地区へ向かう手前左側には歩道がありません。歩道の計画がありますかの質問では計画は今のところありませんとの返答で終わりましたが、その後左岸の堤防拡幅、築堤のかさ上げなど工事は進行していますが、道路の拡幅及び歩道工事についても早急にお願いたします。</p>	<p>歩道整備は沿線住民の協力をいただき、新たに用地を確保するなど多くの時間と費用がかかるものであるため、まだ十分な整備状況とは言えない状況であり、幹線道路などで歩行者の通行が多く、歩道が設置されていない区間を優先して整備を進めております。現在、当該箇所では歩道拡幅の予定はありませんが、歩道等の整備計画の策定に向けて、市管理道路を対象に歩道及び歩行空間の整備が必要な路線を設定することとしておりますので、いただいたご提案は参考にさせていただきます。 【建設局土木部道路環境課】</p>

平成28年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
14	<p>・二ツ宮地区内、バス停二ツ宮新道付近の道路拡幅について 朝夕のラッシュ時間帯、非常に混雑します。朝の大宮方面は治水橋を過ぎびん沼高架橋まで伸びています。交差点付近にあった商業施設が撤退したとき等、拡幅の機会はあったと思いますが、実施されませんでした。交通の要所を見極めて、早めの対策をお願いします。</p>	<p>本市では、平成26年度から平成30年度の5箇年で優先的に整備する路線を定めた「さいたま市道路整備計画（第2期）」を平成26年度に策定したところであり、限られた財源の中で早期に整備効果発現が期待される路線を選定し、事業を実施しているところでございます。 ご要望のありました県道57号は、一部が「都市計画道路 南大通西線」として計画幅員16m、2車線で都市計画決定されておりますが、上記計画に位置づけが無く、事業化の時期は未定でございます。 また、信号機のサイクルによって渋滞の解消につながる可能性があることから、この地域を管轄する大宮西警察署に伺ったところ、交通状況を勘案し、現在の信号周期に設定をしているとのことでしたが、再度交通実態を調べていただくようお願いをいたしました。何卒ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。 【建設局土木部道路計画課／西区役所くらし応援室】</p>
15	<p>・馬宮中の西側、新川に車が通過できる橋の新設について (1)新川の拡幅工事の予定が馬宮コミセン近くまで現在進んでいるとのこと、計画に橋の新設はあるのかお聞きしたい。 (2)河川の振替が実施された後、旧の新川は埋め立てになるのか、また、馬宮中は避難場所に指定されており、工事中はどうなるのか等、いろいろな問題が出てきます。全体的な計画を早めに教えてください。</p>	<p>(1)準用河川新川の改修事業につきましては、馬宮中学校を避けるため、河川を北側に振り替えることを計画しております。 河川の振り替えに伴い、分断される道路につきましては、既存の道路の機能確保により、新規橋梁整備を予定しておりますが、現在の新川がある馬宮中学校の西側につきましては、新規橋梁整備の予定はございません。 【建設局土木部道路環境課／建設局土木部河川課】 (2)新川の振替改修が実施された後の「旧新川」につきましては、既存排水が流入していることから、埋め立ては考えておりません。また、新川の工事期間における避難場所への出入りににつきましては、災害時に遅滞なく避難できるよう対応してまいります。 馬宮中学校付近の全体的な計画につきましては、工事に必要となる用地確保がされた段階で、工事所管課より説明を行います。 【建設局土木部河川課】</p>
16	<p>・区長マニフェストについて 28年度のマニフェストを拝見しました。西区全体のことはわかりますが、西区4地区の各区について、特に馬宮地区をどの様に感じ、重点的に実施することは何か、また、区長がどのように区政を推進していくのか、伺います。</p>	<p>区長マニフェストにつきましては、「2020さいたまゆめのまちプラン」、「さいたま市総合振興計画後期基本計画」に規定された西区の将来像である、「水と緑と花のまち」～豊かな自然と歴史文化を活かす、すべての人と生活にやさしい潤いあるまちづくり～を実現させるべく、年度毎にその方向性を区民の皆さまにお示しさせていただいているものです。 そのため、西区の4地区の特性を活かしつつ、地域に偏ることなく、西区全体で実施出来る事業の実施を心掛けております。 そこで、特に重要な防災・防犯意識の向上と、生活環境の整備を始めとして、活気ある西区とするために、子育て支援、健康づくり、高齢者の生きがいづくりに努めてまいりたいと考えております。 本年度は特に、振り込み詐欺等の特殊詐欺が西区管内で多発していることから、青色防犯パトロールを月・火の午前中に実施すると共に、熊本地震から学んだ事を、避難場所運営訓練に盛り込む事に重点をおいて実施してまいります。 なお、馬宮地区につきましては、地域コミュニティの醸成が図られ、優良農地と閑静な住宅地がバランス良く配置されている地域であり、錦乃原櫻草園、西遊馬運動公園、大宮けんぼグラウンド、荒川サイクリングロードなどの地域資源にも恵まれております。 そこで、馬宮地区では西区の一大イベントである「西来るフェスタ」を開催しておりますが、今年度は、錦乃原櫻草園のPRをかね開催時期を3月に変更し、馬宮地区の地域資源を生かしたイベントとしていきたいと考えております。 西区は、基盤整備が遅れている箇所があることは認識しているところですが、市本庁と比較すると区役所の予算は少なく、市本庁各局に依頼する案件が多くなっております。区役所だけでは解決することができない案件につきましては、確実に市本庁へ伝えてまいります。 また、防犯防災・子育て支援・健康づくりにつきましては、区民の皆さんが関心を持たれる分野であり、加えて、西区は高齢化率も高いことから、そういった分野に力を入れて区政を推進してまいりたいと考えています。 【西区役所区民生活部総務課】</p>

平成28年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
17	<p>・市道待避ゾーン着工の見直しについて 馬宮東小学校の西側にある堤防上の道路について、車のすれ違いの安全を図る為、待避ゾーン(1m×8m)を設けるとの市当局の方針を昨年伺っているが、着工の見直しを伺いたい。 県道に至るこの道路は片側(西側)に縁石が設置された為に、狭くて危険なので改善を要望したところ、昨年8/27市建設局北部建設事務所土木管理課から待避ゾーン6か所を設ける旨の説明を現地で受けた。 転落事故やトラブルが予想される状況なので、早朝に着工していただくよう希望する。</p>	<p>荒川築堤事業に伴う管理用通路の進捗状況ではありますが、昨年皆様にお示した6か所に待避所を設けることに変更はございません。 しかしながら、築堤工事について、工事が完了した際に順次道路を開放していくわけではありませんが、工事検査等の事務手続き上、待避所を検査前に施工はできない状況であることから、工事時期につきましては、国土交通省に問い合わせしたところ、年末ごろ工事の着手を考えているとのことでした。 【建設局北部建設事務所土木管理課】</p>
18	<p>・特定空き家対策の市条例の策定・施行について 条例を準備中と聞いているが、どの程度の準備段階にあるのか。特別措置法が昨年施行されたが、これに基づく市条例が無いと空き家対策を強力には進められないようである。さいたま市の条例の整備状況、及び運用方針を伺いたい。 防犯、防火の上で空き家対策の「公的対策」が必要。例えば、新潟県見附市では、空き家取り壊し後の3年間は空地への固定資産税を据え置くという先進的な対策が施され、効果がでているという話を伺った。</p>	<p>本市では、平成25年1月に「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、管理不全な状態にある空き家等の所有者等に対し、条例に基づく指導等を行っておりますが、平成27年5月26日に、「空き家対策の推進に関する特別措置法」が全面施行となり、法と条例で同種の規定が重複することとなったため、両者の関係を整理するために、平成28年2月議会において、本市条例の改正を行ったところです。 空家特措法の運用につきましては、今年3月から、法の措置の対象となる特定空家等の判定作業を開始しており、今後、特定空家等と判定された空き家等の所有者等に対して、法に基づく指導等を行い、状態の改善が図られるよう努めてまいります。 手続きの流れとしましては、条例も法律も基本的には変わらず、西区役所くらし応援室で受付、立入調査、文書等による改善指導までを行い、指導に従わない場合は区役所から本庁の環境総務課に事務引継ぎを行い、その後の勧告、命令につきましては、環境総務課で行います。 法律による手続きは特定空家と判定された空き家等の所有者に対して行われるもので、特定空家の認定に際しては、要件として例えば、建物が倒壊する恐れがあり、かつ、通行人や近隣住民へ被害が及ぶ可能性が認められた場合等に該当するもので、環境総務課その他関係各課による現地調査資料を基に「さいたま市特定空家等対策庁内検討委員会」において判定されます。 命令に従わなかった場合、状況に応じて、条例では、氏名の公表の手続きが取られますが、法律では、勧告に従わなかった場合の固定資産税等の住宅用地特例からの除外や、命令に従わなかった場合の過料、戒告、また、最終的には行政代執行までの手続きが規定されております。 また、公的な空き家対策についてですが、ご指摘のとおり、新潟県見附市では、市の求めに応じて空き家を解体した跡地について、固定資産税を減免する特例制度を設けるなど、独自の取組を行っている自治体がございます。 本市では、昨年6月に、公益社団法人さいたま市シルバー人材センターと協定を締結し、空き家等の所有者等に対し、同センターが実施している空き家管理業務の情報提供を行っております。 今年2月には、空き家の活用を促進するため、金融機関が取扱う空き家の解体や活用に関するローンの情報提供を、3つの金融機関と連携して開始したところです。 これらの取組は、所有者等が空き家を放置せず、自主的に管理したり、空き家の活用等を図ることを支援するために行っているものです。 空き家の状況は地域により異なりますので、本市におきましても、今後、関係団体と連携するなどし、幅広い視点から空き家対策について検討してまいります。 【環境局環境共生部環境総務課】</p>
19	<p>・市営住宅跡地(宝来)の開発について 指扇駅北口に近い市営住宅跡地について、コインパーキングや建売住宅ができる一方で、草が繁茂しているところもあり、計画性が感じられません。駅前の一等地でありながら、美観上も好ましくなく、失望感を覚えます。道路整備・公園設置など計画的な開発を要望します。 住民から、公園を整備してほしいというような要望を出せば受け付けてもらえるのでしょうか。</p>	<p>当該用地は、平成23年度に市営住宅としての用途を廃止した以降、資産活用課において除草作業や木柵設置等による保全管理を行っています。 現在、本市において当該用地を公共利用する予定が無いことから、庁内各課へ未利用地情報として提供し、各事業計画への活用を促しているところです。 また、未利用地の有効利活用や自主財源確保の観点から、駐車場事業者への公募貸付や一部公売を行っています。 なお、敷地を分断する道路ですが、昨年度、北部建設事務所道路維持課にて、スマイルロード整備事業の申請を受付けており、3年後をめどに側溝などの道路整備を実施する予定となっております。 公園は、整備計画に基づいて実施されており、なかなか難しい面はあると思いますが、要望を出すというのは一つの手段であると思います。 【財政局財政部資産活用課／建設局北部建設事務所道路維持課／西区役所くらし応援室】</p>

平成28年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
20	<p>・びん沼川流域の対策について                      びん沼川整備事業として用地買収と水害対策事業が実施された後、空き地として残された部分があります。未整備地域のうち富士見市・川越市は公園として整備をしていますが、さいたま市側は未整備のままで対策がとられていません。また、下水処理の影響で水質汚濁が進んでいます。今後どのようにびん沼川を整備していくのか伺います。</p>	<p>びん沼川の管理は、埼玉県で行っていることから、埼玉県にお伺いしたところ、公園整備の計画はないとの事でした。県では、河川敷を公園として利用できる占用の許可をすることで、富士見市・川越市では、公園化されているとのことでした。                      そこで、本市のびん沼周辺の公園整備の計画に関しまして、都市公園課より回答を頂いておりますので、お答えさせていただきます。                      びん沼川周辺の水質の状況につきましては、河川管理者や下水道部局などによる総合的な対策の検討が必要になるかと思われます。                      びん沼川周辺は、自然豊かな地域でありこの自然をいつまでも維持して欲しいと思います。その維持する手法が公園整備とすれば、本市では、歩いていける身近な公園の整備を優先的に推進しておりますことから、今のところ、公園の整備予定はございません。                      次に、水質汚濁につきましては、環境対策課より回答をいただいております。                      河川の水質汚濁の原因の約7割は生活排水と言われていることから、本市では、生活排水対策の一つとして、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する方に対して設置費等の一部を補助しております。この制度により、合併処理浄化槽を普及し、水質改善を図っております。                      なお、地域によって、補助金を利用できない場合がございますが、飯田新田自治会の地域は、この補助金を受けられる地域となっております。                      いずれにいたしましても西区役所では、引き続き埼玉県との協定に基づき桜の木の倒木等の撤去や害虫駆除を実施してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。                      【環境局環境共生部環境対策課／都市局都市計画部都市公園課／西区役所くらし応援室】</p>
21	<p>・ソーラーパネルの設置基準について                      環境にやさしいと云うソーラーパネルが住環境地内に実施されていますが、樹木の落葉が目立ち鳥類が遠のいています。設置基準を地元へ開示し、説明してください。</p>	<p>ソーラーパネルの設置にあたりましては、構造、設置場所、設置規模や事業形態などによっては関連する法令や規制がある場合がございます。                      例として、建築物や工作物として日影や高さなどの建築基準法に係る規制、農地に設置する場合の農地法による転用許可、都市計画区域における開発行為となる場合の許可などが挙げられます。                      なお、資源エネルギー庁のホームページにソーラーパネルの設置に関する法令・規制を掲載したページがございますので、ご参照ください。                      との回答でございましたので、西区役所くらし応援室にて資源エネルギー庁のホームページにあるソーラーパネルの設置に係る手続きの流れをお調べしました。主な流れといたしましては、計画・用地選定、設計、そして、安定的にかつ効率的に発電可能かどうかなどについて国への設備認定の申請及び電力会社への接続検討の依頼を行い、国の認定後、接続契約の締結、施行、完成、運転となるそうです。                      また、地元への説明につきましては、西区役所くらし応援室で資源エネルギー庁再生可能エネルギー推進室に問い合わせましたところ、任意であって双方の話し合いで行っている場合もあるとのことで、それに関する規定はないとのことでしたが、このような要望があったことを同庁へお話をさせていただきました。                      【環境局環境共生部地球温暖化対策課／西区役所くらし応援室】</p>
22	<p>・県道さいたま鴻巣線の歩道の整備について                      県道さいたま鴻巣線と土屋川との交差点の歩道が途切れており、近隣小学校の児童が通学路として使用するほか、隣接して学童保育の施設があり通学時間帯以外でも子どもたちが利用するため大変危険です。歩道の整備を早急をお願いします。                      昨年度に対話集会において、「河川管理者との協議に必要な資料作成のための測量等を今年度から実施し、歩道整備の実現に向けた協議を行う予定」との回答を得ておりますが、その後どのように進展しているのかお伺いします。</p>	<p>平成27年度に測量等を実施し、河川管理者との協議により整備方針が概ね決定されたことから、平成29年度以降に土屋川と交差する部分の歩道未整備箇所の工事に着手できるよう、引き続き設計作業等を進めてまいりたいと考えております。                      【建設局北部建設事務所道路安全対策課】</p>
23	<p>・県道2号線(旧16号)春日部＝川越道路の件について                      大型トラック・コンテナトレーラー・ダンプカーの通行による事故発生の危険性があります。特に赤羽根交差点信号(土屋中学校生徒の通学路)指扇駅入り口交差点信号付近にバス停があり、通学時大変危険です。また、地盤が緩く大型車が通行する際周囲が大変揺れるため、周辺住民が迷惑しています。トン数制限か、もしくは首都高速の宮前ジャンクションまでの延伸を速やかにしていただく事で、危険性がなくなると考えられます。</p>	<p>ご質問の道路を通行する車両の重量につきましては、大型トラック、ダンプカーは20トンまで許可なく通行できる道路となっております。                      また、トレーラーは特殊車両の通行許可が必要で25トンまでは制限なく通行できる道路となっております。                      この道路につきましては、緊急輸送道路ともなっておりますのでトン数を制限することは難しい状況であります。                      【建設局北部建設事務所土木管理課】</p>

平成28年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
24	<p>・首都高速道路の与野出口について 大宮(宮前)ジャンクション迄の延長を国土交通省に陳情していただきたい。</p>	<p>ご要望のございました道路につきましては、与野ジャンクションから上尾市の堤崎の上尾南インターまでの延長8キロメートルが国の直轄事業として、平成28年度に新規事業化されたところでございます。 詳細につきましては、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所にお問合せ下さい。との回答でございました。 ご要望の県道2号線のトン数制限は難しい状況ではありますが、首都高速道路の与野出口(与野ジャンクション)から、上尾南インターまで、新規事業化されましたので、ご理解のほどよろしくお願いたします。 【建設局土木部道路計画課／西区役所くらし応援室】</p>
25	<p>・公民館だよりの提供について 宮前町2丁目自治会はこれまで内野・指扇・日進公民館から文化活動の一環として「公民館だより」をいただき、回覧物として会員に情報を提供してきました。地理的に宮前地区は指扇地区に隣接していることもあって、公民館だよりは役に立つ情報です。ところが、指扇公民館から平成28年4月を最後に提供を断られました。地区を考慮しての対応なのか、提供できない理由を伺います。</p>	<p>ご提案いただきました事柄については、市民の皆様至今已までの経緯と併せ、ご理解いただく機会と捉えたいと存じます。 宮前地区は、3年前まで内野公民館がありませんでしたので、日進公民館が対象区域内の公民館として、事業等の情報を提供しておりました。 また、指扇の「公民館だより」は、近隣地域ということで慣例的に情報の提供を行ってきた経緯がございます。平成26年4月から内野公民館の新設により、宮前地区の主たる対象とする公民館事業が開始されたことに伴い、指扇公民館だよりの定期的な提供も停止される予定でした。 しかし、内野公民館の事業活動の移行期間等を考慮し、約2か年間「指扇公民館だより」の定期的な配布をさせていただき、28年3月をもって終了したところでございます。 現在、本市では、市のホームページから各公民館の「公民館だより」をご覧いただくことができます。また、市民の皆様は近隣の公民館事業の情報を知っていただくため、各公民館におきまして各種イベントのチラシの配架や館報による情報提供に努めているところでございますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。 なお、自治会の方にご足労いただくこととなりますが、内野公民館に自治会の必要部数を届けることはできますので、そちらもご検討ください。 【教育委員会生涯学習総合センター指扇公民館】</p>
26	<p>・県道大谷本郷さいたま線のU字溝の蓋の更改及び蓋と路面の段差解消について 昨年度U字溝の改修を一部実施して頂きましたが、今回は残された老朽化した蓋の改修(5丁目1883からと5丁目1879より並木橋までの間約500m)をお願いします。 また、5丁目2175において、約100m間が蓋と路面との段差が10cm有るため段差解消をお願いします。</p>	<p>老朽化した蓋の交換につきましては、昨年度に引き続き今年度も施工させていただく予定となっております。 施工範囲と致しましては、予算の都合上、昨年度の終点(5丁目1883番地付近)から並木橋の方に向かって両側約320m(5丁目2036-1番地付近まで)を予定しております。 また、5丁目2175番地付近の舗装と側溝の段差につきましては、来年度以降の側溝蓋交換工事の施工範囲となっておりますので、あわせて施工できるかどうか現場確認の上で、検討させていただきます。 なお、建設局北部建設事務所道路維持課での工事が完了するまでは、まだまだ期間を要することから、蓋の破損など緊急の修繕がございましたら、西区役所くらし応援室で迅速な対応をいたしますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。 【建設局北部建設事務所道路維持課／西区役所くらし応援室】</p>
27	<p>・車道と歩道を区別する鉄柵の取り換えについて 市立西小学校入口交差点(三橋5丁目1373番地)に設置している鉄製の柵が、車両の接触により6ヵ所変形してしまっているため、取り換えをお願いします。</p>	<p>ご要望の市立大宮西小学校入口、押しボタン式信号機付近にある歩道上の鉄柵(ガードパイプ)の取り換え工事につきましては、ご指摘の通り、変形しておりましたので、すでに西区役所くらし応援室より、請負契約業者へ修繕を依頼し、5月末(5月27日)に工事が完成しております。 今後とも、迅速に対応してまいりますので、お気づきの点がございましたら西区役所くらし応援室までご連絡をお願いいたします。 【西区役所くらし応援室】</p>



平成28年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
28	<p>・街路灯の設置について メガソーラー発電設備の側道（青葉通り側）から三橋5丁目南子供広場までの約700m間に街路灯の設置がないため、設置に向けてご検討願います。</p>	<p>ご質問をいただいた街路灯の新設でございますが、街路灯の設置場所があること、その場所が個人所有地であれば承諾が得られること、さらに、電気の供給が得られることが必要になります。</p> <p>要望先は、街路灯に供給する電柱が見受けられない箇所もございました。既設の電柱から電線を伸ばす必要がありますが、設置をすることは、技術的に支障がないと考えておりますので、土地所有者への理解を得ながら、設置に向け検討してまいります。なお、限りある予算であるため何年かに分けて年次計画を立てて今年度から設置していきたいと考えております。街路灯の設置については、範囲が広範囲に及び、整備箇所も多数となることが予想されますので、優先的に設置する場所を選定しながら複数年度にかけて整備することになるものと考えております。</p> <p>また、区役所では、区長マニフェストでもお話しいたしました通り環境にやさしいLEDの推進を行っているところでございます。ご要望の地域においても、新設の街路灯はもとよりすでに設置されている蛍光灯もLED化を進めてまいります。</p> <p>なお、設置していく順番についてはご相談をしながらすすめてまいりますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>【西区役所くらし応援室】</p>
29	<p>・青葉公園（三橋5丁目）内への手洗い場の設置について 青葉公園内には砂場・各種遊具が設置しており、多くの子供たちがお母さんと一緒に楽しんでおります。しかし、遊んだ後の手洗いの場所がないため、子供たちの健康を考えると、是非、水道の設置をお願いします。</p>	<p>昨年度の対話集会でご要望をいただき、現地を確認して手洗い場設置の必要性を認識しております。</p> <p>限られた予算の中で要望対応を順番に行っており、青葉公園へのご要望への対応時期は現時点で未定ですが、手洗い場の設置に向け検討していきます。</p> <p>【都市局都市計画部都市公園課】</p>
30	<p>・空き家問題について 本件についての質問は3回目となりますが、市及び西区の対応や法的整備が充実され、当町内では、目に見えて改善がなされている事を確認できております。然しながら、本件が問題解決したわけではなく、依然として、新たな空き家は発生し、防犯・防災・環境等への悪影響の恐れは、継続しております。今後も、行政及び住民も関心を注ぎ、将来の防犯・防災に備える事が肝要と思料します。 現時点では大きな悪影響は見聞いておりませんが、行政側で把握している西区及び市内の現状を報告願います。</p>	<p>御質問の、西区及び市内の空き家の現状についてお答えをいたします。</p> <p>本市では、市内の空き家の実態調査は行っておりませんが、総務省が実施しました「平成25年住宅土地統計調査」によりますと、本市全体の空き家総数は56,300戸で、この内、別荘や売却用、賃貸用などの住宅を除いた、いわゆる実質的な空き家で申し上げますと、15,800戸となり、住宅総数に対する割合は2.8%と推計されております。</p> <p>平成20年の同調査では、14,700戸と推計されておりましたので、5年間で、空き家の戸数は若干増加しておりますが、住宅総数に対する割合は2.8%と変わっておらず、横ばいとなっております。</p> <p>なお、この「平成25年住宅土地統計調査」の結果を、区別に見てみますと、西区の空き家総数は2,920戸で、別荘や売却用、賃貸用などの住宅を除いた実質的な空き家は1,100戸と推計されております。</p> <p>また、平成27年度に市民の皆様から各区に寄せられた、空き家に関する相談は、市全体で257件となり、平成26年度の284件から減少いたしました。</p> <p>このうち、西区における平成27年度の相談件数は16件で、こちらも、平成26年度の22件から減少しております。</p> <p>本市では、平成25年1月に「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、管理不全な空き家の所有者等に対して、条例に基づく指導等を行ってまいりました。</p> <p>今後は、昨年5月26日に全面施行となった「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく対応も併せて行うことで、より空き家の状態に即した対応を図ってまいりますので、地域の皆様にも、引き続き、御理解・御協力をお願いいたします。</p> <p>【環境局環境共生部環境総務課】</p>
31	<p>・西区ホームページの自治会セクション利用について 自治会運営上、大きな課題は、加入率の向上と役員のスムーズな新陳代謝だと考えます。加入率については、行政側のPR活動と自治会側の個別対応で効果は現れておりますが、十分とは言えません。役員の選出関係でも、口コミだけでなく、自治会のPR媒体として西区ホームページを利用する事で現状よりは、効果が期待できるのではと期待しております。ホームページの利用条件等を回答ください。</p>	<p>ホームページは、市民あるいは本市に転入を予定されている方にとって、貴重な情報源のひとつとなっていることから、西区ではホームページ内で自治会のカテゴリーを作成し、自治会への加入につながるよう、自治会に関する情報発信に努めています。</p> <p>ホームページ内では、自治会を広く知っていただくため、区内自治会から寄せられた活動内容をホームページ上で紹介しています。これは、自治会にとりまして、自治会に入っていない方に対しても、自治会を知っていただくよい機会と考えています。載せられる活動内容には一定の条件はありますが、コミュニティ課にご相談いただき、ご利用ください。</p> <p>【西区役所区民生活部コミュニティ課】</p>

平成28年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
32	<p>・通学路の車両進入禁止時間の延長要望について 三橋6丁目交差点～三橋交番までの通学路車両進入時間が現在7時30分～8時の30分間となっておりますが、実際は7時ころから小学生が通学し、7時15分ころにピークを迎えます。子供の通学時間等を考慮し、7時～8時への時間拡大を要望します。</p>	<p>ご要望の通学路は、平成26年度末に実施したゾーン30の交通安全対策の一環として、県道大谷本郷さいたま線の三橋6丁目交差点から三橋交番までの交通安全対策を、ゾーン30の実施エリア内の地元自治会・警察・小中学校・北部建設事務所道路安全対策課・区役所で児童の安全のため活発なご意見をいただきながら検討を重ねてきたもので多くの時間と沿線の方々のご理解とご協力をいただき、警察で車両通行止（スクールゾーン）を平成28年4月1日より運用を開始したものです。</p> <p>交通規制を所管します警察としましては、児童の通学時間帯はもちろんですが、その他、車の通行状況や影響を受ける地元の方々の生活等様々な要因を考慮した結果、現在の時間帯のスクールゾーンとなったところであり、時間帯の変更は決定実施直後である現時点では困難です。とのことでした。</p> <p>なお、ご意見は、ご要望として承らせていただきますとのことでした。</p> <p>【西区役所くらし応援室】</p>
33	<p>・西部文化センター内にある三橋支所の業務範囲について 住民にとって、区役所までは距離があるため、支所の窓口業務の充実が図られれば利便性が向上します。 支所がどのような業務を取り扱っているかを知らない住民もいるため、支所が取り扱っている業務内容の説明及び、業務内容の周知方法について伺います。 何でもホームページで周知すれば利便性が向上するというのは、行政の勘違いであって、高齢化が進んでいる中、誰もがホームページを見られるわけではありません。紙ベースでの周知をお願いします。</p>	<p>三橋支所の主な業務についてご説明します。</p> <p>届け出業務として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民異動届（転入、転出など）</li> <li>・戸籍の届け出（出生、死亡、婚姻など）</li> <li>・印鑑登録</li> </ul> <p>証明業務として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し</li> <li>・戸籍の全部（謄本）・個人（抄本）事項証明</li> <li>・印鑑登録証明</li> <li>・市税の証明（所得証明、非課税証明、評価証明など）</li> </ul> <p>保険、年金関係業務として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険及び国民年金の加入、脱退などの受付</li> </ul> <p>収納業務として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公金の収納（市・県民税、固定資産税など）</li> </ul> <p>福祉業務として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当の申請受付</li> <li>・子育て支援医療費の登録及び支給申請受付</li> <li>・心身障害者医療費の支給申請受付</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳の交付</li> <li>・畜犬登録</li> </ul> <p>以上が三橋支所の主な取扱い業務となります。内容によっては、お住まいの区の担当課へ連絡する必要があるため、お待ちいただく場合がありますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、支所の取扱い業務は、本市のホームページに掲載しております。 また、新たにさいたま市民になられた方には、転入届の際にお渡ししております「さいたま市暮らしのガイド」にも掲載されております。 この「さいたま市暮らしのガイド」は区役所の情報公開コーナーに置いておりますのでご利用ください。</p> <p>業務内容の掲出につきましては、検討してまいります。</p> <p>【西区役所区民生活部三橋支所】</p>
34	<p>・道路横断区画の設置について 東武バス「宮前小学校前」入口附近に、安全確保のため、横断歩道の設置をお願いします。事故が起きてからでは遅いため、すみやかな対応をお願いします。</p>	<p>現地の横断歩道の設置につきましては、地域の方や宮前小学校からもご要望をいただいているところでございます。</p> <p>横断歩道の設置につきましては、警察が所管となりますので、改めて大宮西警察署に地元自治会からのご要望としてお伝えいたしましたところ、横断歩道の設置につきましては、その条件として、車の交通量、設置した場合の横断歩道の視認性や見込める横断者数等、また、逆に設置したことにより危険性が生じないかなども検討する必要があるとのことで、その上で最終的には公安委員会による決定が必要とのことでした。</p> <p>現地につきましては、設置の可能性につきまして改めて確認しますとのことでした。</p> <p>【西区役所くらし応援室】</p>

平成28年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
35	<p>・宮前広場のグランド整備について 宮前広場の東西と南側に雨水路があり、特に東西の方のグランドに土砂が沈む所があり、2年毎に砂を購入して整備していた。28年度必要と思い予算の要望を公園管理事務所管理係に話している。今迄の砂の購入状況はH21・24年に2㎡・18,000円とH26に4㎡・31,000円で、川砂・山砂各1車。H25. 7. 1より地域より市の管理に移った。大雨の時、水路よりグランドへしみこんでくるのが原因ではないか、U字溝を入れる案を検討してはと思う。</p>	<p>宮前広場につきましては、借用県有地でございますが、接道要件などを備えておらず、現状では都市公園となりませんが、自治会による日常管理の広場に位置付け、ご利用いただいているところ です。 将来の公園計画が立たない中で、U字溝設置等の比較的大きな改修は計画しておりません。 御質問のグランド排水につきましては、経年変化や砂等が流れ出してしまい、広場東西及び南側の雨水路（土側溝）の流れが悪くなっていると思われるため、草刈にあわせて雨水路を整えるよう、検討いたします。 また、グランドの「へこみ」につきましては、市で砂の購入・搬入を検討いたしますので、グランド整備にお使いいただければと存じます。 なお、雨水路の流れを整える整備は7月末まで、そして、グランドの沈下している東側部分は、7月初旬までに砂を補充し、敷均し、転圧を行う予定ですので、ご理解のほどよろしくお願ひします。 【都市局都市計画部都市公園課／都市局北部都市・公園管理事務所管理課】</p>
36	<p>・自然災害の対応について 日本は、この10年間で大地震・火山の噴火・竜巻・風水害等の自然災害による大被害が各地で見舞われています。地震については、西区ではどのあたりに活断層が走っているのかを把握することも必要であると思ひます。 いつ起きるかわからない自然災害に備えるため、災害への無関心層に関心をもってもらうためにはどうしたらよいか、さらには、地域住民の理解度を深めるためにはどうしたらよいか、あるいはどのような説明資料があるのか、等区役所の見解を伺ひます。</p>	<p>日本では、この十年間の間に、主な災害として、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や広島市の土砂災害、御嶽山噴火、そして今年4月に起こりました熊本地震など、様々な自然災害に見舞われており、地理的な条件によって被災状況も異なることから、本市では、様々な自然災害を想定し、地域防災計画を平成27年3月に改定するとともに、さいたま市民向けのガイドブック（さいたま市防災ガイドブック）を全戸配布したところでございます。 西区につきましては、昨年7月に行われた防災研修会において、国土交通省 荒川上流河川事務所の職員による「荒川周辺地域の治水安全度の向上に向けて」では、国の取組みを、西消防署の職員による「災害現場からみた防災対策について」では、被災時の初期対応についての防災知識を習得していただいたところでございます。 また、本年7月5日の防災研修会につきましては、荒川の治水対策についての講演とともに、本年4月に発生した熊本地震に伴い、西区役所から7名の職員が熊本市に派遣され避難場所の運営に従事しましたので、その時の活動報告を防災研修会の場で行い、区民の皆さんの防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。 また、熊本市に派遣された職員からは、大災害時の初期対応における避難場所運営訓練の大切さについて報告を受けておりますので、10月15日に実施される西区避難場所運営訓練につきましては、今回、北区と大宮区が同日に避難場所運営訓練を実施いたしますので、情報収集や物資の支援などについて、連携して訓練ができるよう調整を図っているところでございます。 【西区役所区民生活部総務課】</p>
37	<p>・三橋支所への自動交付機の再設置について 自動交付機が撤去されてしまい、不便さを感じています。再設置をしていただけないでしょうか。 高齢者にコンビニに行ってください、というのはいかがなものかと思ひます。見解を伺ひます。</p>	<p>本市ではコンビニ交付を促進しており、10区の区役所以外の自動交付機は撤去しています。そのため、再設置は困難です。 【西区役所区民生活部三橋支所】</p>
38	<p>・国道の管理について 宮前IC西交差点東側の国道について、木が生い茂って、道にはみ出ししています。定期的な伐採をお願いします。</p>	<p>管理者である大宮国道事務所へお伝えしました。 【西区役所くらし応援室】</p>
39	<p>・宮前川の危険を知らせる注意看板について 宮前川に立ててあった危険を知らせる看板がなくなってしまったため、再度立ててください。</p>	<p>管理者である北部建設事務所河川整備課にお伝えしました。 【西区役所くらし応援室】</p>

平成28年度 西区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
40	<p>・西団地裏の道路の木の管理について                      西団地裏の細い道について、木が生い茂って枝が道にはみ出し、車の走行に支障をきたすほどです。区役所から指導をお願いします。</p>	<p>現地を確認し土地所有者にお願いしました。                      【西区役所くらし応援室】</p>